

資料 民法成立史一斑（四）：筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」採録

| | |
|-----|---|
| 著者 | 阿部 徹 |
| 雑誌名 | 筑波法政 |
| 巻号 | 18 |
| 号 | 1 |
| ページ | 427-446 |
| 発行年 | 1995-03 |
| URL | http://hdl.handle.net/2241/00155814 |

民法成立史一斑(四)

——筑波大学附属図書館蔵「穂積文書」採録——

阿部 徹

第一部 旧民法関係資料

二 財産編関係(承前)

一四 立法資料 民法訳漢文稿(略)

〔財産編総則第一条から第二八条までの漢文訳の草稿。民法編纂局用箋(二〇行野紙)使用、手書きの文書。朱筆での若干の訂正、および訓点の記入がある。内表紙に「明治十五年第三月写」と記されている。翻訳の意図・担当者等は不明。

ちなみに、見出しおよび第一条の訳は次のとおりである(訓点は省略)。

「民法条例

民法成立史一斑(四)

第二篇 分別産業及事物

総例

第一条 夫産業抑權利自邦国府県郡邑設官建業而定天下以至社会若乃各人一己皆所以治家者其權有二実權(在物)浮權(在身)是也

なお、この資料には、以下のものが合わせて綴じ込まれている。用紙は、②を除き、いずれも民法編纂局用箋(二〇行野紙)。

- ① フランス語の代名詞の訳および若干の説明(八丁)。
- ② 「リーブル」「ハルチー」等の訳および説明(司法省用箋(二〇行野紙)、二丁。後出資料二九)。
- ③ ボアソナードの一八八二年二月二八日付書簡の翻訳(計四丁。後出資料三〇)。

- ④ フランス語の冠詞の説明（下書きを含め三丁）。
- ⑤ フランス語の前置詞若干の訳（二丁）。
- ⑥ 「之」の字の用例（分類のうえ漢文献から多数引用。計一九丁）。

一五 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類(II)

財産ノ編

| | | | | | | | |
|-------------------------|-----|----|---|--------------------------------|------|-----|----|
| 財産ハ家産ヲ組成スル權利ナルコト | 第一条 | 一丁 | オ | 物ニハ動産ト不動産タルヘキ物有ルコト | 第七条 | 四丁 | オ |
| 物權ニ主タリ從タル物有ル別ノコト | 第二条 | 同 | オ | 性質ニ由ル不動産ノコト（自第一至第十二） | 第八条 | 同 | 同 |
| 主タル物權ノ箇条（自第一至第四） | 同 | 同 | ウ | 用方ニ由ル不動産ノコト | 第九条 | 六丁 | オ |
| 從タル物權ノ箇条（自第一至第五） | 同 | 二丁 | オ | 反対ノ証拠無キトキ用方ニ由ル不動産ノコト（自第一至第十三） | 第十条 | 六丁 | ウ |
| 人權ニ主タリ從タル物有ル別ノコト | 第三条 | 同 | ウ | 法律ノ規定ニ由ル不動産ノコト（自第一至第三） | 第十一条 | 八丁 | ウ |
| 著書・製造物・適用ノ權ハ別ノ法律ニ規定スルコト | 第四条 | 同 | ウ | 自遷及ヒ被遷ナル不活動物ノ動産タルコト | 第十二条 | 九丁 | オ |
| 權利ノ区別有ルコト | 第五条 | 三丁 | オ | 所有者ノ用方ニ由ル動産ノコト（自第一至第三） | 第十三条 | 九丁 | ウ |
| 有体物・無体物ノコト | 第六条 | 同 | 同 | 法律ノ規定ニ由ル動産ノコト（自第一至第五） | 第十四条 | 十丁 | オウ |
| 無体物ノコト（自第一至第三） | 同 | 同 | 同 | 会社等ニ係ル動産及不動産カ性質ニ依テ定マルコト | 第十五条 | 十二丁 | オ |
| | | | | 物ニ主タリ從タルモノ有ルコト | 第十六条 | 同 | ウ |
| | | | | 用方ニ由ル不動産ハ性質ニ由ル不動産ノ從タルコト | 同 | 同 | 同 |
| | | | | 主タル物ヲ讓渡ストキハ其從タル物モ亦讓渡シタルモノト為スコト | 同 | 同 | 同 |

| | | | | | | | |
|-----------------------|-------|-----|---|--------------------------|------|-----|---|
| 物ハ人ノ視ル所ニ從ヒテ區別ヲ生スルコト | 第十七条 | 十二丁 | オ | 国用ニ供シタル物ノコト(自第一至第九) | 第卅五条 | 十五丁 | オ |
| 特定物ノコト | 同 | 同 | 同 | 無形人ノ私領即チ海水瀝乾ノ地及ビ森林牧場等ノコト | 第卅六条 | 十六丁 | ウ |
| 集合物件ノコト | 同 | 同 | ウ | 国ニ属スル不動産及ヒ相続人無キ遺産ノコト | 同 | 同 | 同 |
| 財産ノ包括 | 同 | 同 | ウ | 漂流物ノ所有權ノコト | 同 | 同 | 同 |
| 一回ノ使用ニテ消費スル物ト否ラサル物ノコト | 第十八条 | 十三丁 | オ | 通易物・不通易物ノコト | 第卅七条 | 十七丁 | オ |
| 得代物及ヒ不得代物ノコト | 第十九条 | 同 | 同 | 得付与物・不得付与物ノコト | 第卅八条 | 同 | ウ |
| 結約者ノ意思ニ依ル得代物ノコト | 同 | 同 | ウ | 得時効物・不得時効物ノコト | 第卅九条 | 十八丁 | オ |
| 得分及ヒ不得分物ノコト | 第二十条 | 同 | 同 | 得押物・不得押物ノコト | 第卅条 | 同 | ウ |
| 性質ニ由ル不得分物ノコト | 同 | 同 | 同 | 物權ノ編 | | | |
| 法律ノ条例ニ依ル不得分物ノコト | 同 | 十四丁 | オ | 所有權ノコト | 第卅一条 | 十九丁 | オ |
| 意思ニ由ル不得分物ノコト | 同 | 同 | 同 | 公益ノ為メル所有權ヲ引上ケラルルコト | 第卅二条 | 同 | ウ |
| 為有物・不為有物ノコト | 第卅一条 | 同 | 同 | 所有地ヲ一時占領セシメンコトヲ許諾スヘキコト | 第卅三条 | 同 | ウ |
| 無主物・公共物ヲ不為有物ト云フコト | 同 | 同 | ウ | 行政法ニ規定スヘキ公益ノ物料ノコト | 第卅四条 | 卅丁 | ウ |
| 無主物ノコト | 第二十二條 | 同 | ウ | 所有者カ其土地ヲ使用スルコト | 第卅五条 | 卅丁 | ウ |
| 公共物ノコト | 第卅三条 | 十五丁 | オ | | | | |
| 各人ニ属セサル為有物ノコト | 第卅四條 | 同 | 同 | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------------|-------|-----|---|---------------------------|-------|-------|
| 所有地ノ開坑ニ従事スルコトヲ得ルコト | 第卅六条 | 卅二丁 | オ | (消滅スヘキ共有者ノ所有權ノコト(自第一至第七)) | 第四十四条 | 同ウ卅六丁 |
| 所有者ノ訴權ノコト | 第卅七条 | 同 | ウ | 因用所得ノ性質・效力ノコト | 第四十五条 | 卅六丁 |
| 地役不認ノ訴權ノコト | 同 | 卅二丁 | オ | 第二章 収実權・使用權・及ヒ住居權 | | |
| 数人ニテ共有セル一物ノ使用ノコト | 第卅八条 | 卅二丁 | ウ | 収実權ノコト | 第四十六条 | 卅七丁 |
| 共有物ノ果実・産物ノコト | 同 | 同 | 同 | 収実權ノ設定ノコト | 第四十七条 | 同 |
| 共有者カ共有物ヲ保存スル必要ナル管理ノコト | 同 | 同 | 同 | 法律上ノ収実權ノコト | 同 | 同 |
| 共有物ニ関スル負担ノコト | 同 | 同 | 同 | 人意ヲ以テ収実權ヲ設定スルノ方法ノコト | 同 | 同 |
| 共有物ヲ処分スルノ權利ノコト | 第卅九条 | 卅三丁 | オ | 共通財産ノコト | 同 | 同 |
| 共有物ヲ讓渡シ及讓受人ノコト | 同 | 同 | ウ | 因用所得ノ期限及ヒ条件ノコト | 同 | 卅八丁 |
| 共有者カ共有物ノ配分ヲ請求スルヲ得ルコト | 第四十条 | 同 | 同 | 収実權ノ設定ハ通易物ニ限ルコト | 第四十八条 | 卅八丁 |
| 共有物ヲ配分スル時間ノコト | 同 | 卅四丁 | オ | 単一ル設定スル収実權ノコト | 第四十九条 | 同 |
| 同上ノ期限ヲ更新スルコト | 同 | 同 | 同 | 一人又ハ数人ノ為メル設定スル収実權ノコト | 第五十条 | 卅九丁 |
| 未分ノ共有權ノコト | 同 | 同 | 同 | 収実者ノ權利 | | |
| 相続人・又ハ社員等ノ共有權ノコト | 第四十一条 | 卅四丁 | オ | 収実者カ物ノ占有ヲ求ムルコト | 第五十一条 | 卅九丁 |
| 共有家屋ノ權利及ヒ義務ノコト | 第四十二条 | 同 | ウ | 収実者ハ其物ノ修復整理ヲ求ムルコトヲ得サルコト | 同 | 三十三丁 |
| 共有者ノ所有權ノコト | 第四十三条 | 卅五丁 | オ | 収実者ノ収益ノコト | 第五十二条 | 同 |

| | | | | | | |
|---------------------|-------|-------|--------------------------|-------|-------|---|
| 収実者ハ所有者ト同一乃權利ヲ有スルコト | 第五十三条 | 卅二丁ウ | 定期アル産物ノ外収実權ヲ得サルコト | 第六十二条 | 同 | 同 |
| 収実者ニ屬スル天然上乃果実ノコト | 第五十四条 | 同 | 収実者カ森林ノ樹木ヲ臨時ニ伐採スルコト | 同 | 同 | ウ |
| 成熟前ニ係ル果実ノコト | 同 | 同 | 収実者カ臨時尔竹木ヲ伐採スルコト | 第六十三条 | 同 | ウ |
| 獸子及ヒ獸毛等ノ収実者ニ屬スルコト | 第五十五条 | 同 | 収実者カ禪樹ヲ採ルコト | 第六十四条 | 三十六丁オ | 同 |
| 民法上乃果実ヲ收領スルコト | 第五十六条 | 卅二丁オ | 収実者カ樹木等ヲ販売スルコト | 同 | 同 | オ |
| 民法上乃収実ヲ適用スルコト | 同 | 同 | 収実者カ芽苗及ヒ培養場ヲ保持スルコト | 同 | 同 | ウ |
| 動産ノ有価物ニ係ル収実權ノコト | 第五十七条 | 卅二丁ウ | 収実者カ磁坑等ヲ開掘スルコト | 第六十五条 | 卅六丁ウ | 同 |
| 収実權ヲ適用スルコト | 同 | 卅三丁オ | 収実者カ財産ノ保存及ヒ修復ノ為メル材料ヲ取ルコト | 同 | 卅七丁オ | 同 |
| 毀損スヘキ物件ノコト | 第五十八条 | 同 | 収実者カ其土地ノ泥炭坑等ヲ使用スルコト | 同 | 同 | 同 |
| 賃貸スヘキ物件ノコト | 同 | 同 | 収実者カ収実地ノ磁物ヲ収益スルコト | 第六十六条 | 同 | ウ |
| 畢生間ノ年益金ヲ收領スルコト | 第五十九条 | 三十四丁オ | 磁坑ノ収実權ヲ付与セサルコト | 同 | 同 | 同 |
| 収実權ヲ讓渡スルコト | 同 | 同 | 収実者カ附加物ニ就テ収益スルコト | 第六十七条 | 三十八丁オ | 同 |
| 牧場及ヒ養蚕所等ニ関スル収実者ノコト | 第六十条 | 同 | 収実者カ償金ノ利息ヲ払フヘキコト | 同 | 同 | 同 |
| 樹林及ヒ竹林等ニ関スル収実者ノコト | 第六十一条 | 同 | | | | |
| 同上伐採ノ順序及ヒ期限ノコト | 同 | 三十五丁オ | | | | |

○第二冊〔以下空白〕

| | | |
|--------------------------|-------|-------|
| 収実者カ漁獵スル權利ノコト | 第六十八條 | 三十八丁ウ |
| 収実者カ地役權ヲ行フヘキコト | 第六十九條 | 同 |
| 収実者カ物上訴權ヲ行フコトヲ得ルコト | 第七十條 | 三十九丁オ |
| 収実者カ要認訴及ヒ不認訴ヲ行フコトヲ得ルコト | 同 | 同 |
| 収実者カ自己ノ權利ヲ讓渡シ及ヒ貸渡ス等ノコト | 第七十一條 | 三十九丁オ |
| 同上乃時間及ヒ制限ノコト | 同 | 同 |
| 収実者カ報償ヲ求ムル權利ヲ有セサルコト | 第七十二條 | 同 |
| 収実物ヲ改良スルモ其賠償ヲ求ムルコトヲ得サルコト | 同 | 四十丁オ |
| 収実者カ自設乃建物等ヲ取去リ又ハ原形ニ復スルコト | 同 | 同 |
| 虚有者カ収実權ノ終リニ先買ノ權利アルコト | 第七十三條 | 同 |
| 収実者自設ノ物ト雖モ解除等ヲ為スコトヲ得サルコト | 同 | 同 |
| 所有者カ先買權ヲ失フコト | 同 | 四十一丁オ |
| 収実者及ヒ其相続人カ建築物ヲ占有スヘキ時間ノコト | 同 | 同 |

注(1) 本資料については、資料四注(1)(一五号三二六頁)参照。民法編纂局用箋(一三行野紙)使用、手書きの文書。作成時期等は不明。

一六 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類(III)

第三編 対物権及び対人権の事

総規則

(規則) 規ハ正圓之器也とありて圓物を正す器なるを転じて法を以て人を正すを規といふ則ハ法也とありて人を正すの法といふことなり

物品と財産との別ち

(物品) とハ品物なり(財産) 財とハ人の宝なり産とハ人の生業なり總て身代とする品をいふ(別) とハ区別なり(主意) 第一条より第十三条までに尋常の品物と身代品とを別て能く解るやうに書てあるといふことなり

第一条

(各箇) とハ銘々といふこと(人民) とハ官でなく下々の民をいふ(属) ハ付也(私立の会社) 私とハ公の反対なり会社とハ寄り聚り中間を組むことにて公に拘はらず下々の民の寄り合ひて取立たる組をいふ(公領) 公ハ無レ私

也、領ハ治也、今支配地を領といふ故に公領と八國中總持の地面をいふなり（私領）とハ人民一己で持てる地面をいふなり（所有）とハ所持といふに同じ

（大意）身代品とハ人民が銘々に所持し又人民の集りて立たる会社、社の持分又ハ八國中人民總持の地面或ハ人民一己にて持てる地面に付きたる品物をいふ

第二条

（放却）とハ手より放し棄ることなり（自由の禽鳥）人の畜ハぬ鳥をいふ禽の字も（とり）と訓なり（筏）とハ竹を編みて製たる水を渡る具なり今ハ多く木を用ゆるなり

（大意）元の持人が手放し棄たる物、山や野に住む獸の類、人に畜はれず氣儘に飛び翔る鳥、海又ハ舟や筏の往来する河川に住む魚の類ハ皆これを持人のなき品物とするなり

第三条

（沿海）沿ハそふと訓む字にて日本の陸地に付き傍ひたる海を日本の沿海といふ（帝国の臣民）帝国とハ日本を指していふ臣民とハ人民といふに同じ臣の字ハ帝の字に對して用ゐたるものなり（權）とハ稱の經也とありて物の輕き重きを量る道具より出たる文字なり假令事柄ハ重くとも其人急度己れの随意にせらるるを權といふ

（大意）日本国の内にある舟や筏の往来する大河小河の

第四条

（動産）とハ此処彼処と持搬のなる身代品をいふ（不動産）ハ一所にありて持搬のならぬ身代品をいふ

（大意）總て身代品ハ形のある者と形のなき者とに區別し又持運のなる者と持運のならぬ者とに區別するなり

第五条

（大意）其形のある身代品の中に天然自然の品柄に因り持搬のならぬ身代品あり或ハ持搬のなる品にて其持主の用ひ方により持搬のならぬ身代品となる者あり

第六条

（森林）とハ木の多くあるをいふ（金鉱）とハ金のまだ器物に鑄たてぬ前をいふ（石鉱）ハ石のまだ細工を加へぬ者をいふなり（建築）築とハ地面を擡き堅めるなり建とハ家

水、日本の陸地に付き傍ひたる海の水、其海の海岸の地面ハ日本の人民が皆共に急度随意に使用し得るなり
右河川の水道の地面や海岸の地面ハ日本國中の共有とするなり
その海岸の地とハ毎年潮水の来る余程高き箇所までをいふ

を建てるなり (器械) ハ道なり

(此条の大意) 其天然自然の品柄に因り持搬のならぬ身代

品とハ

第一 地面

第二 森林の小樹大木の伐り倒さぬ者、井

に摘とらぬ果物、刈とらぬ穀物

第三 金鉱石鉱の類其また地より掘り採

らぬ前の物

第四 地面に建てたる家を誰が建たると、

それを何に用ゆると、それを定めたる年

限の後ハ毀つ者なるに拘はらず

第五 其家の棟や障子

第六 天用水の取り入れ或ハ棄る為や

瓦斯を引入れの為に地面又ハ家に付て仕

掛たる管

第七 地面に付て設たる水車風車蒸気

仕掛の車、井に水を上げる為に水の上に

足場を架て設たる諸の道具

第七條

(裝飾物) 此条の裝飾物ハ一身の快樂の為に居室の内に供へたる者でなく普く衆の人の快樂に供へたる土地を裝飾る為の木石などをいふ

(此条の大意)

其持主の取り極めたる遣ひ方に因りて持搬のならぬ身代品となる者とは如何なる持搬のなる品にても持主が己の地面に置き又ハ己か家の内に置き或ハそれを以て利分を取つため或ハそれを使ひ用ゆるがため或ハ裝飾とする物をいふ

此内未々永く用ゆる者あり又定まりたる年限のなき者あり

一 耕作に付て使ふ牛馬 荷物を負戴と物を挽せると孰れにても

一 農業の道具

一 其地面を耕作ため入用の種子、肥料 但し是等の品物ハ其地面から生たると外の地面に生たるとに拘はらず

一 榨木、釜、蒸溜器、桶樽などのやうな農業の産物を製法するための諸の道具

一 養蚕場に 貯へてある蚕種紙

一 工業場に 置き付けてある諸の道具

一 蜜蜂の房

一 池沼の中の魚

一 鳩舎の中の鳩

一 一家の内又ハ庭の内にて柱の上や壁の凹

みたる所^{トコロ}其外^{ソノトコロ}にてもそれを置く^{オケル}ため^メ設^セたる場所^{トコロ}に置^{オケル}たる立像^{リツゾウ}、鉢^{ハチ}、并に其外^{ソノトコロ}の飾^{カズ}り物^{モノ}

一 灯笼^{トウロウ}、石^{イシ}、其外^{ソノトコロ}庭前^{テイゼン}の飾^{カズ}り物^{モノ}

一 扇額^{セウガク}、鏡^{カミタマ}、彫刻物^{ホウコクモノ}、并に其外^{ソノトコロ}の品^{シヤク}を飾^{カズ}り物^{モノ}とし家の内^{ウチノナ}に釘付^{クワヅケ}などにし若しこれを取り除^トれハ家の構^{カマヘ}の関^ケける物^{モノ}

第八条

(対物権) 身代品^{ミヤクモノ}を己^ミの随意^{スビ}にせらるるをいふ(対人権)

他人^{タニ}に對して己^ミの身代品^{ミヤクモノ}を随意^{スビ}にいたし又ハ身代品^{ミヤクモノ}を人^{タニ}より取戻^{トリモド}すことの随意^{スビ}にいたさるるをいふ

(此条大意) 形^{カタ}のなき持^{モチ}搬^{バン}のならぬ身代品^{ミヤクモノ}ハ左^{ヒダリ}に記^シる^ス

- 一 形^{カタ}のある持^{モチ}搬^{バン}のならぬ身代品^{ミヤクモノ}を急度^{キツト}
- 己^ミの随意^{スビ}にいたさるる
- 一 他人^{タニ}に對して己^ミの所持^{モチテ}の形^{カタ}のある持^{モチ}搬^{バン}のならぬ身代品^{ミヤクモノ}を己^ミが随意^{スビ}にいたし又ハ其身代品^{ミヤクモノ}を人^{タニ}より随意^{スビ}に取戻^{トリモド}すことがいたさるる
- 一 公債^{コウサイ}、其外^{ソノトコロ}持^{モチ}搬^{バン}のなる身代品^{ミヤクモノ}を急度^{キツト}己^ミが随意^{スビ}にいたさるることを法律^{ホウリツ}より別段^{ベツタン}にそれを持^{モチ}搬^{バン}のならぬ身代品^{ミヤクモノ}なりと定^{サズ}めたる^ス

第九条

(此条の大意)

第十条

(此条の大意)

土地^{トチ}に附^{ツキ}かず又建造物^{ゾウモノ}にも附^{ツキ}かず且^カ用方^{ヨウホウ}に因^{ツキ}り持^{モチ}搬^{バン}のならぬ身代品^{ミヤクモノ}の部類^{ブライ}の中^{ナカ}にも加^ミへられぬものハ品柄^{シヤクバウ}により持^{モチ}搬^{バン}のなる身代品^{ミヤクモノ}なり

第十一条

(造管) ハ造作^{ゾウサク}なり(材料) ハ材木^{サイキ}をいふ(工丁) ハ大工^{オウキウ}などをいふ(培樹人) 培^{バイ}ハ養^{ヨウ}也とありて培樹人^{バイキヤシヤウジン}とハ植木屋^{ウキキヤ}をいふ(園丁) ハ庭造^{テイゾウ}なり(売鬻) 鬻^ウも売^ウなり(保存) 保^ホハ守^{モリ}也存^{ゾン}ハ在^{アイ}也とありて貯^チへ持^{モチ}つことなり(花卉) とハ草花^{クサハナ}のことにて卉^キの字^ジハ百艸^{ヒヤクソウ}の總名^{ソウメイ}なりとあり

(此条の大意) 一時^{イチジキ}仮^カりに土地^{トチ}に附^{ツキ}け又ハ建物^{タテモノ}に附^{ツキ}けたるものハ用方^{ヨウホウ}によりて持^{モチ}搬^{バン}のなる身代品^{ミヤクモノ}なり例^{レイ}へハ家を建^{タテ}るに付^{ツキ}て架^カたる足場^{ソクバ}、造作^{ゾウサク}に入用^{イニヨウ}の材木^{サイキ}、并に大工^{オウキウ}の爲^{タメ}に設^セたる小屋^{コヤ}、植木屋^{ウキキヤ}や庭造^{テイゾウ}り人が売^ウ払^{ハラ}ふために地面^{ジメン}に植^ウエ育^{ユク}て或ハ貯^チへ所^{ショ}持^{モチ}する樹木^{ジュキ}、草花^{クサハナ}などの類^{ライ}ハ用方^{ヨウホウ}によりて持^{モチ}搬^{バン}のなる身代品^{ミヤクモノ}なり

注(1) 本資料については、資料四注(1)(二五号三二六頁)参照。司法省用箋(一〇行罫紙)使用、手書きの文書。起案者・作成時期等は不明。

なお、原文中の変体がなを通常のかな文字に改めたほか、行頭を揃えるなど、体裁を若干整えた。また、次注以下で示す付箋の多くは本体から分離してしまっているが、その内容や狭み込まれた場所をもとに貼付箇所を推測した。

(2) 原文は「規ハ法度ナリ則ハ制度ナリ」であるが、朱字で訂正されており、さらに次のような付箋もついている。

「説文ニ規ハ有ニ法度一也トアルニヨリテ此注ハカキタルナルベケレド説文ニ所謂法度トハ方圖ノ器ヲ規ル法度アルヲイヘルニテ俗ニ『ハツト』トイフコトトハ大ナル相違ニシテ此注ハ非也

則ハ制度也トイフコト何ニ出タルニカオボツカナシ按ルニ増韻ニ凡制度品式皆曰レ則トアルヲ以テ誤リ注シタル歟」

(3) 原文は「別」であるが、朱字で訂正されている。

(4) 「人の宝」の左側に傍点が振ってある。

(5) 「区別」の左側に「ワケル」とのルビも振られており、さらに「区別」には削除の趣旨らしい朱点もついている。

(6) 「物品」とハ即品物にて何品によらずすへての物をお

ふ(財産)ハ吾人の所持してこれが為に利益を得らるべき功能のある諸物をいふされバ物品ハ広く財産ハ狭しこれ物品と財産との分ちなり」との付箋がついている(代案か)。

(7) 「此条ハ削リテ可ナリ又尋常ノ訓ニ『ツウレイ』トアルハ所謂訳語ヲ以テ訓トシタルモノニテイカカ也矢張通例ニ字ヲ用キルヲ簡便ナリトス」との付箋がついている。

(8) 「人民ノ字ヲ下々ノ民ト解シタルワロシ人民ハ士農工商をいふトアル(ベ)シ又官字ヲオカミト仮字付ケタルモイカカナリノ私とハ公の反対なり」コレニテハ鄙俗ノ輩ニハ未タ十分ニハ解セザルベシノ領字ヲスベテ地面ノコトニ解シタルハ非ナリ領ハ物品ヲ領スルコトニテ地面モ其物品中ノ一ツナリ」第一条ノ(各箇)とハ自分々々といふこと(属)ハ付也とありてそれぞれに付添意なり(会社)ハ会同とて同意の人々の寄り聚ること社ハもと産土神を祭ることにて古へ支那にてハ二十五家を以て一社を立つるなりそれより転じてすへて人々寄り合ひて組立る場所を社といふなり」との付箋がついている。

(9) 原文は「此条の大意」であるが、「此条の」が朱点で抹消されている(二条から五条までについても同様である)。また、「大意ノ条今少シ委シクスベシノ例ノ領字ヲ地面ノコトトノミオモヒタルハ非ナリ」との付箋がつい

ている。

(10) 「たる」には削除の趣旨らしい符号がついている。

(11) 「所有トイフコトノ注ヲ記スベシノ獸字ノ注モアリタシノ筏ハ水を渡る具ニハアラズ材木ヤ竹ヲ編テ水ニ浮メテ流スナリ」との付箋がついている。

(12) 欄外に「民法草案説明筆記第二綴六葉ニ云ク此条ヲ削除シ後ノ官ノ所有物ヲ記スルノ際挿入スヘシ而メ今爰ニ第二条ニ繼グニ第四条ノ財産云々ヲ以テスレハ其順序宜シキヲ得ルト」との書込みがある。

(13) 原文は「日本ニの沿海」であるが、「日本の」が朱点で抹消されている。

(14) 「陸地ノ字面今少シワカリ安キ文字ヲ以テ注スベシ」との付箋がついている。

(15) 「錘」の左側に「フンドウ」とのルビも振られている。

(16) 「随意」の左側に「カツテ」とのルビも振られている。

(17) 「仮令以下ノ注猶カキ方アルベシ」との付箋がついている。

(18) 「急度以下ノ注今少シカキ方アルベシノ（共有）コレハ矢張総持ノ字ヲ用キルベシノ（最）ノ字ヲ余程ト解シタルハ非ナリ」との付箋がついている。

(19) 「区別」の左側に「ワケル」とのルビも振られている。

(20) 「動産不動産ノコトハ今少シ委シク注スベシノ撤ノ字

ハムツカシ運ノ字ヲ用キルベシノ區別ノ字モ学者詞ニテムツカシ身代品ノ字ハ矢張物品トスベシノ下皆同シ」との付箋がついている。

(21) 「性質トイフコトノ注アルベシ」との付箋（分離）があるが、本条に関するものであるうか。

(22) 「森ハもり林ハはやしと訓いづれも木の多く生じてある所をいふノ如此森林の訓ヲ出シ而シテ其意ヲイフベシ生字ハ必スアルベシ否レバ材木ヲ蓄ヘ置ク所ト紛ルルコトアリノ地ヲ離レサル果実穀物ノ此注モアルベシノ碓ノ字義ヲ注スベシ」との付箋がついている。

(23) 「第一ヨリ第七ニ至ルマテスベテ只本文ニ仮名ヲ付ケタルノミニテ注解ハ一ツモ無キヤウナリ」スベテムツカシキ文字ハ其字ノ義意ヲ能クワカルヤウニ注スベシ只文字ノ旁ニ仮字ヲ付ケタルノミニテハ未タ十分ナラサルナリ」との付箋がついている。

(24) 欄外に「説明筆記十二葉」との書込みがある。また、「是ヨリ以下数条亦上ニイヘルト同ジク只本文ノ字ニ仮名ヲ付ケタルノミ注解ノ意ハ一ツモナシ仮令ハノ耕作、負戴、農業、種子、藁、榨木、蒸溜等ノ文字ノ義ヲ注セズシテハ俗人ニハ了リ難キナリ」との付箋もついている。

(25) 「裝飾物」の左側に「カザリモノ」とのルビも振られている。

- (26) 「一身」の左側に「ヒトリ」とのルビも振られている。
- (27) 「快楽」の左側に「タノシミ」とのルビも振られている。
- (28) 「耕作」の左側に「タラツクル」とのルビも振られている。
- (29) 「農業」の左側に「ヒヤクシヨウ」とのルビも振られている。
- (30) 「養蚕場」の左側に「カイコラスルトコロ」とのルビも振られている。
- (31) 「工業場」の左側に「サイクバ」とのルビも振られている。
- (32) 「蜜蜂」の左側に「ミツヲツクルハチ」とのルビも振られている。
- (33) 「対物権対人権」ノ注今少シ委シクスペシコレノミニテハ俗人ニハワカリカナルナリ「随意ノキママトアルモ甘心セヌコトナリ」左字ヲシモと訓シタルイカカとの付箋がついている。
- (34) 「以上亦本文ニ只仮字ヲ付ケタルノミニテ字注モ義釈モ無シコレニテハ俗人ニハ解シカナルナリ」との付箋がついている。
- (35) 「形のある身代品ハ其品柄により持繼のなる身代品あり又其所持人の取極たる用方によりて持繼のなる身代

品となるものあり」との記載があるが、朱抹されている。
 (36) 「以下皆上文ノ付札ノ例ヲ考ヘ注文ヲ改メ正スベキナリ今之ヲ一々記サズ」との付箋がついている。
 (37) 「樹木」の左側に「キ」とのルビも振られている。

一七 立法資料 明治十三年 民法編纂局書類(IV)

民法草案(自百四十五至百五十六條) 十

第三節 質借主ノ義(務)

第四百五條 質貸主ノ其權利ヲ保存スル為メ動産ノ目録及ヒ質貸シタル場所ノ景状書ヲ作ラント欲スルトキハ質借主ハ物品ノ利益ヲ得ルコトニ入ル時又ハ凡テ其他ノ時日ニ於テ質貸主ニ自己ト立會ニテ之ヲ作ルコトヲ許サザル可ラス但シ質借主ハ此書類ヲ作為スルノ費用ヲ分担スルコトナシ
 質借主モ亦タ質貸主ヲ呼出シタル上自己ノ費用ニテ右ノ景状書及ヒ目録ヲ自カラ作為スルコトヲ得ヘシ
 若シ場所ノ景状書ヲ作ラサルトキハ質借主ハ反對ノ証拠有ルマテハ修理ノ行届キタル善良ノ景状ニ於テ物品ヲ受取りタリト看做サルルナリ
 第四百十六條 質借主ハ約定シタル時日ニ於テ貨幣ヲ以テ約セシ借賃ヲ払フ可ク若シ其約定無キニ於テハ毎月ノ末ニ其借賃ヲ払フ可シ

右ト同一ノ名義ニ於テ渡ス可キ果実ノ部分ニ付テハ其取獲ノ後ニ非ラサレハ要求スルコトヲ得ス然レトモ其取獲ノ後ニ至リテハ其全額ヲ要求スルコトヲ得可シ

第四百七十七條 質借主ハ右ノ外總テ質借契約ノ特別ナル條目及約條ヲ履行セサル可ラス

若シ質借主ノ之ヲ履行セサルニ於テハ質貸主ハ直チニ請求ノ方法ヲ用ヒ質借主ヲシテ強テ之ヲ履行セシムルカ又ハ損害ヲ受ケタルトキハ其賠償ヲ得テ質貸ノ契約ヲ廢棄スルコトヲ得可シ

第四百四十八條 若シ質借シタル場所ノ穀倉ノ用ニ供シタルモノナルトキハ質借主ハ土地ノ產物ヲ売却スルマデ之ヲ質貸主ノ担保ノ為メ其場所ニ入置カサル可ラス但シ質借主ノ本年ノ借賃ヲ予メ前払ニ為スヲ望ムトキハ格別ナリトス

第四百四十九條 質借主ハ質借シタル物品ニ直チニ賦課セラルル通常ノ租稅ヲ担任スルニ及ハス又會計ノ法律ニ拠リ質借主ヨリ納メシムルヲ得可キ稅額ハ借賃ノ中ヨリ減除スル歟然ラサレハ質貸主ヨリ質借主ニ之ヲ償還ス可シ但シ右ニ反對スル約定アルトキハ例外ナリトス

然レトモ質借主ノ建テタル家屋及ヒ質借主ノ為ス所ノ商業又ハ工業ニ課スル租稅及責任ハ質借主ノ担任スルモノトス

第五百十條 質借主又ハ転借者ハ約束ヲ以テ定メタル用方ニ從フニ非サレハ質借シタル物品ヲ用フルコトヲ得ス若シ又此事ニ付キ約束無キニ於テハ契約ノ時ニ物品ノ有セシ用方又ハ毀損ナク物品ノ性質ノ受クヘキ用方ニ從フニ非サレハ質借シタル物品ヲ用フルコトヲ得ス

第五百十一條 質借主ハ質借シタル物品ヲ看守シ及保存スルコトニ付キテハ入額所得者ト同一ノ義務ヲ負擔スヘシ

若シ其質借シタル物品ニ付キ第三ノ人ノ侵奪ヲ為シ又ハ其他ノ起作ヲ為ストキハ入額所得權ノ第二章中第九十六條ニ記シタル如ク質借主ヨリ其旨ヲ質貸主ニ報告ス可ク若シ之ヲ報告セサル時ハ同條ニ記シタル所ニ同シキ裁制ヲ受ク

第五百十二條 一個ノ家屋ノ質借主数名アルカ又ハ同一ノ囲墻内ニ在ル一個ノ所有者ニ屬スル數個ノ家屋ノ質借主数名アル時ハ其質借主数名ハ所有者ニ對シ連帶シテ火災ノ責ヲ負擔ス可シ但シ總テノ質借主又ハ其中ノ或者ノ過失有ラサルコトヲ証明シタルトキハ格別ナリトス

第五百十三條 賠償ノ額ヲ払フタル人ノ徵償ニ付テハ裁判所ハ其各箇ノ質借シタル部分ノ広狭ト各質借主ノ營業及其習慣ニ從ヒ各箇ノ質借シタル部分ノ受クル火災ノ危險

ニ多少アルモノトヲ調査シテ其徵償ヲ凡テノ質借主ニ分配ス可シ

第五十四條 若シ所有者が同一ノ圍墻内ニ在ル焼失シタル家屋ノ一部ニ住スル時ハ其所有者火災ノ其自宅ヨリ起ラサリシコトヲ証明スルニ非ラザレハ質借主ニ對シ賠償ヲ求ムルヲ得ス而メ又其賠償ノ場合ニ於テモ各質借主ノ連帶ノ責任ハ其質借者ノ質借シタル場所ノミニ限ルヘシ

第五十五條 若シ質借ノ終期ニ至リ質借主ノ其質借物ヲ返還セサルトキハ質貸主自己ノ好ミニ依リ人権ノ訴又ハ物權ノ訴ヲ以テ出訴スルヲ得ヘシ

第五十六條 質貸主ハ質貸ノ終期ニ至リ第四百十一條ニ依リ質借主ノ持去ルノ權アル建造物及ヒ植附ヲ評價人ノ言ニ隨ヒ現在ノ價直ヲ以テ質借主ヨリ己レニ讓渡スコトヲ要求スルヲ得可シ

民法草案(自第五十七條至第六十五條) 十一

第四節 質借ノ止息

第五十七條 質借ハ左ノ條件ニ因リ當然終ル可シ

第一 質借シタル物品ノ全ク滅尽シタル事、但シ其滅

尽ノ責ヲ擔ス可キ過失アル者ハ其賠償ヲ為スベシ

第二 公同資益ノ原由ノ為メ物品ノ全部ヲ徵收スル事

第三 質貸契約ノ以前ニ生ジタル原由ニ因リ質借主其物品ノ所有權ヲ奪取セラルル事又ハ其質貸シタル物品上ニ有スル權利ノ無効トナル事、但シ其奪取及ヒ無効ニ付テハ必ス裁判所ノ宣告アルヲ要ス

第四 明黙ヲ問ハズ、特定シタル期限ノ終ル事又質借ハ約定シタル條件ヲ遵守セサルノ故又ハ其他法律上ニテ允許スル原因ノ故ヲ以テ双方ノ中一人ノ請求ノ上裁判所ノ宣告スル約定ノ解除ニ因テ終ル可シ

第五十八條 質借シタル物品ノ一部ノ滅尽シタル場合ニ於テハ質借主ハ第三百二十八條ニ記載スル條件ニ隨ヒ質借ヲ解除シ又ハ借質ヲ減少シテ其實借ヲ保持セント請求スルコトヲ得ヘシ

公同資益ノ為メ物品ノ一部ヲ徵收シタル場合ニ於テハ質借主ハ常ニ借質ノ減少ヲ得ル權利アリ

第五十九條 定期アル質借ノ終ニ至リ若シ質借主ノ猶ホ其物品ノ利益ヲ得ルモ質貸主ノ之ヲ知りテ故障ヲ述ヘサルトキハ前ノ質借ト同一ノ責任及ヒ條件ヲ以テ新

タナル質借ヲ默諾シタルモノトス

然レトモ始メノ質借ヲ担保スル保証人ハ其義務ヲ免レ又其担保ニ供シタル書入質ハ消滅ス可シ

新タナル質借ハ後ノ數條ニ記スル如ク質借解約請求ノ告知

二因り止息ス可シ

第六十條 家屋重要ノ住房什具ノ備ハリタル房室又ハ一箇若クハ數箇ノ動産ノミニ特ニ期限ヲ定メサル賃借ハ若シ其借賃ヲ一箇年又ハ一箇月又ハ一箇日毎ニ定メタルニ於テハ其實借ヲ一箇年又ハ一箇月又ハ一箇日ノ期限間為シタルモノト見做スベシ但シ前條ニ云フ如ク賃借ノ黙諾ノ繼續ノ障害トナルコトナカル可シ

第六十一條 什具ヲ具ヘサル建物ノ賃借ニ期限ヲ定メサルトキハ年中何レノ時タリトモ一方ヨリ他ノ一方ニ賃借解約請求書ヲ与フルニ因リ其實借ハ終ルベシ賃借解約請求書ヲ与フルト現ニ退去スルトノ間ハ即チ左ノ如シ

全部ノ家屋ニ就テハ三箇月

最要ノ住房又ハ賃借主ノ商業又ハ工業ヲ為ス少シク狹隘ナル場所ニ付テハ二箇月

其他總テ什具ヲ具ヘザル場所ニ付テハ一箇月

賃借ノ黙諾ノ繼續有ル什具ノ備ハリタル場所ニ付テハ賃借解約請求書ヲ与フルト現ニ退去スルトノ間ハ區別ナク十五日ト定ム

第六十二條 期限ヲ定メサル動産ノ賃借ニ於テハ其實借解約請求書ハ十五日前ニ与ヘラレサル可ラス然レトモ賃借シタル家屋ニ具備スル動産又ハ用方ニ因リ不

動産ト見做シタル動産ニ付テハ其實借ハ家屋ノ賃借ト共ニ止息スヘシ

第六十三條 期限ヲ定メサル田野ノ財産(即チ土地)ノ賃借ニ就テハ毎年ノ重立チタル收穫期ヨリ一箇年前ニ其實借解約請求書ハ与ヘラレサル可ラス

第六十四條 何レノ場合ト雖モ賃借主ノ所得ト為ス可キ權利アル收穫物ヲ地ヨリ分離シ又ハ收取スル前ニ賃借ノ終ルトキハ賃貸主又ハ新借主ハ前ノ借主ニ收穫ノ便宜ヲ与ヘサル可カラス

又タ同シク賃借主ハ更ニ太甚ノ妨害ヲ受ケサルトキハ賃借満期前ニ賃貸主又ハ新借主ニ收穫物ヲ取り去リタル土地ノ部分ニ急遽ノ事業ヲ為スヲ許サザルヲ得ス

第六十五條 若シ賃貸主タル物品ヲ讓与スル場合又ハ其利益ノ所得ヲ己レニ復スル場合又ハ其他特別ノ原因由ニ於テ定期ノ終ル前ニ賃貸主ノ其賃貸ヲ廃棄スルノ權ヲ保有シタル時又タ若シ賃借主モ同シク賃借ヲ不用トナスヘキ或ル偶然ノ事件ヲ予想シテ右ノ廃棄ノ權ヲ保有シタル時ハ賃貸主及ヒ賃借主ハ互ニ前數條ニ定ムル時期ニ於テ前以テ賃借解約請求書ヲ与フルヲ要ス但シ其契約ニ從ヒ後ニ残余スル時間ノ更ニ短キト

キハ格別ナリトス

民法草案（自第六百六十六條至第七百九十九條）十二

附錄 或ル賃借ニ特別ナル規則

第一 長期ノ賃借

第六百六十六條 長期ノ賃借トハ長キ期限又ハ三十年以上ノ不動産ノ賃借ヲ云フ

長期ノ賃借ハ五十年ヲ超過スルヲ得ス

若シ長期賃借ヲ更ニ長キ期限ヲ以テ為シタルトキハ之ヲ此期限ニ制限スヘシ

長期ノ賃借ハ常ニ更新スルコトヲ得ヘシ

第六百六十七條 賃借主及ヒ賃貸主ノ相互ノ權利及ヒ義務

ハ長期賃借ニ立ノ契約書ニ因リ規定セラル可シ

特別ノ契約ナキ時ハ前ニ定メタル通常ノ賃借ノ規則ハ後ニ記スル改ニ從ヒ長期ノ賃借ニモ亦タ之ヲ適用ス可シ

第六百六十八條 長期ノ賃借主ハ其土地ニ永久ノ毀損

ヲ為サザルニ於テハ其性質ヲ變更スルコトヲ得可シ

第六百六十九條 長期賃借主ハ荒蕪地、叢地及ヒ竹藪ヲ開墾ス

ルヲ得可シ然レトモ長期賃借主ハ所有者ノ承諾ヲ得スシテ

伐採ス可キ樹木ヲ採取ルコトヲ得ス又定期ニ伐採ス可キ

モノニ非スシテ既ニ二十年以上ヲ経過シ且ツ其生長ハ長

四四二

期賃借ノ期限以外ニ繼續スルヲ得可キ樹木ヲ採取ルコトヲ得ス

長期賃借主ハ常ニ沢池ヲ乾涸ニシ及ヒ其土地ヲ通過スル

水流ヲ改樣スルヲ得可シ

第七十條 若シ石

坑、石吹坑、砂坑、又ハ其他

地内ヨリ掘出セル材料、地上ヨリ獲取スル材料ヲ長期賃

借ト為ス時ハ其賃借主ハ既ニ開鑿セラレタル諸坑ヨリ生ス

ル利益ヲ己ノ為メニ採取スルコトヲ繼續スルヲ得可シ

若シ右ノ諸坑ヲ未タ開鑿セス又ハ諸坑ヨリ生スル利益ヲ

採取セサル時ハ長期賃借主ハ唯其土地ヲ改良ニスル為メニ

諸石及ヒ其他ノ材料ヲ取ルコトヲ得ルノミ

第七十一條 長期賃借主ハ其所有者ノ承諾ナク重立タル

建造物及ヒ賃借ノ期限ヨリ尚ホ長ク保続シ得可キ

附屬建造物ヲ廢棄スルヲ得ス

第七十二條 總テ前條及ヒ第六百六十九條ニ依リ長期ノ賃借

主建造物ヲ廢棄シ又ハ樹木ヲ採取スルノ權アル場合ニ

於テハ其生出スル材料及ヒ樹木ハ其所有者ニ屬ス可シ

第七十三條 長期賃借主ハ長期賃借契約ノ時ノ景狀ノ儘其

物品ヲ引渡ス可シ

長期賃借主ハ大修復又ハ小補理ヲ少シモ担任スルニ及

ハス

意外ノ災禍又ハ抗拒ス可ラサル力ニ依リテ長期賃借

中二生出シタル毀 損ハ借賃ヲ減少スルノ原因トナラサル

モノトス但シ第七十八條ニ因リ賃借主ノ為メニ貯存シタル解除ノ 權利ト相抵触スルコトナカル可シ

第七十四條 長期賃借主ハ通常ナルト臨時 ナルトヲ

問ハス總テ土地ノ税金ヲ納ム可シ但シ其臨時ノ税金ヲ取設クル法律上ニ之ニ反シタル決定ヲ為シタル時ハ格別ナリトス

第七十五條 若シ一箇ノ契約ヲ以テ一ノ土地ヲ數人ニ長期賃借トナシタル時ハ每歲ノ年 金ヲ納ムルノ義務ハ各契約者又ハ其相統人ニ於テ連帶シテ分ツ可ラサルモノトス

第七十六條 長期賃借ヲ讓渡シ又ハ転賃スル場合ニ於テハ前數條ノ義務ハ讓受人又ハ転賃借人ニ移転ス可シ而シテ其讓渡人ハ保証人ト為リテ其担保ヲ為ス可シ但シ賃貸主カ明カニ右讓渡人ヲシテ其義務ヲ免カレシメ又ハ賃貸主カ別段己レノ權利ヲ貯存スルコトナク自カラ其讓渡ヲ承諾シテ其讓渡ノ所為ニ干渉シタル時ハ格別ナリトス

第七十七條 賃貸主ハ三年間引續キテ納高ヲ払ハサルコトノ為メ長期賃借ノ解除ヲ求ムルヲ得可シ

若シ賃借主カ他ノ債主ノ出訴ニ依テ家資分散又ハ負債償還ノ無資力ヲ宣告セラルル時ハ賃貸主ハ總テ借賃ヲ払ハサルコトノ為メ解除ヲ要求スルヲ得可シ但シ他ノ債主カ其納高ヲ正シク払フコトヲ保証スル時ハ格別ナリト

ス

第七十八條 若シ抗拒ス可ラサル力ニ依リ

三年間引續キテ全ク其土地ノ利益ヲ得ル能ハサルニ至ルカ又ハ一部ノ毀 損アリテ将来ニ於テ毎歲払フ可キ年金ニ過キタル利得ヲ獲ル能ハサル時ハ賃借主ハ賃借ノ解除ヲ求ムルヲ得可シ

第七十九條 長期賃借ノ期限ノ終又ハ其解除ノ時ニ於テ長期賃借主ハ其土地ニ為シタル植附物及ヒ改良物ヲ償額ヲ得ルコトナク殘シ置ク可シ

建築 物ニ付テハ長期賃借ニ通常賃貸ノ法則ヲ適用ス可シ

民法草案(自第八十條至百九十五條) 十三至十七

第二 土地表面使用ノ權(原語羅甸ノ「シユペルフ」シヤリス)ナル形容詞即表面ニ関スル義ヲ有スル者ノ名詞トナリタルモノトス)

第八十條 土地表面使用ノ權トハ他ノ所有者ニ屬スル土地ニ於テ建築 物又ハ林木 植附ヲ所有權ヲ以テ占有スルノ權ヲ云フ

土地表面使用ノ權ハ建築モ無ク植附モ無クシテ其底地(訳者曰「トレホン」ハ「テレ」(太タ)「ホン」(底)ノ集合名詞ニシテ表面以下ノ地ヲ指スモノトス)ハ他ノ所有者ニ屬

スル所ノ土地ノ耕作ス可キ表面ニモ亦之ヲ設ケルコトヲ得可シ

第八十一条 土地ノ所有者ノ建築物ヲ作りタル時ハ土地表面使用權ノ設定ノ所為ハ場合ニ随ヒ無償又ハ有償ノ名義ニ於ケル不動産讓與ノ一般ノ規則ニ從フベシ

第八十二条 若シ設定證書ニ土地表面使用者ヲシテ建築物若クハ植附ノ占領スル面積ノ割合ニテ土地ノ所有者ニ毎年ノ年金ヲ払ハシム可キ旨ヲ定ムル時ハ此事ニ関スル土地表面使用者ノ權利及義務ハ長期賃借ニ付キ上ニ設ケタル規則ニ從フベシ

若シ建築ヲ為ス為メ若クハ森林ノ植附ヲ設ケル為メニ土地ヲ賃借シタルトキハ總テ其他ノ關係ニ付テハ亦右ト同一ナリトス

第八十三条 若シ既ニ為シタル建築物及ヒ植附ニ付キ土地表面使用ノ權利ヲ設定シタルトキ其建築物及ヒ植附ノ附從タル其周囲ノ土地ノ部分ヲ記載セサルニ於テハ土地表面使用者ハ建築物ノ各一面ニ於テ其建物ノ半バニ等シキ土地ノ部分ニ權利ヲ有シ又森林ノ樹木ノ植附ニ關シテハ土地表面使用者ハ最大ノ生長ニ達シタル枝ノ蔭蔽シ得ル場所ニ權

利ヲ有スベシ

第八十四条 若シ設定證書ニ既ニ作りタル建築物ニ付キ土地表面使用權ノ期限ヲ定メザルトキハ其權利ハ右建築物ノ繼續ニ等シキ時間設定シタルモノト見做スベシ但シ其建築ハ土地ノ所有者ノ承諾アルニ非ラザレハ大修復ヲ受ケルコトヲ得ズ

若シ土地ニ既ニ森林ノ樹木ヲ植附タルトキハ土地表面使用權ハ其樹木ヲ伐採シ又ハ其有益ナル最大ノ生長ニ達シタル時マデ繼續スル為メニ設定シタルモノト見做スベシ
第八十五条 土地表面使用權ハ長期賃借及ヒ賃借ノ權利ト同一ノ理由ニ因リ消滅スベシ

第八十六条 契約ノ前ニ為シタル土地表面使用者ノ為シタルトヲ論セス凡テ建築物及ヒ森林ノ植附ハ土地ノ所有者ノ鑿定人ノ申立ヲ以テ其讓受ヲ請求セザル時ニ非ザレバ土地表面使用者之ヲ取去ルコトヲ得ス

土地表面使用權ノ終ル前一年以後ハ土地表面使用者ハ土地ノ所有者ヲシテ先買ノ權利ヲ行フヘキヤ否ヤヲ申述セシムル為メ其所有者ニ要求シタル後チニ非サレハ右ノ植附若クハ建築物ヲ取去ルコトヲ得ス

第八十七条 (空白)
第八十八条 (空白)
第八十九条 (空白)

第九十條 (空白)

第一節 占有及ヒ占有ト成リ得ベキモノノ種々ノ種類

第九十一條 占有ニ自然ノ者、民法上ノ者、及ヒ法律上ノ者アリ

第九十二條 自然ノ占有ハ握有者ガ少シモ有形ノ物品ニ權利アリト托言スルコトナク此ノ有形ノ物品ヲ握有スルヲ云フ

公領ノ財産ハ人民ノ方ニ就テハ唯自然ノ占有トナリ得ルノミ

第九十三條 民法上ノ占有ハ自己ノ為メニ有形物又ハ權利ヲ有スルノ意思ヲ以テ其有形物ヲ握有シ又ハ其權利ヲ行フヲ云フ

物權ト人權トヲ問ハス凡テ權利ハ以下ニ確定スルカ如ク場合ニ從ヒ種々ノ効果ヲ以テ民法上ノ占有トナル可シ

第九十四條 民法上ノ占有ハ其性質上ノ占有ナル權利ヲ附与スルニ供シタル法律上ノ證書ニ基礎スルトキハ讓渡人ニ於テ其身分無キニ因リ其効ヲ生セサル時ト雖モ仍ホ之ヲ正当ノ名義(ジユスト、チイトル)又ハ正当ノ原因(ジユスト、コーズ)アル者ト云フ

若シ其占有ハ掠奪シタル者タル時ハ之ヲ無名義(サン、チートル)又ハ無原因(サン、コーズ)ノモノト云(フ)

第九十五條 正当ノ名義ヲ以テスル占有ハ占有者其名義ノ瑕瑾ヲ知ラザル時ハ之ヲ善意(ボンヌ、ホアー)ノモノト云フ

之ニ反スル場合ニ於テハ其占有ハ之ヲ惡意ノモノト云フ法律ノ錯誤ハ善意ヲ成立スルカ為メ之ヲ認許セズ善意ハ常ニ其名義ノ瑕瑾ノ発見セラルルトキニ止ムモノトス

注(一) 本資料については、資料四注(一)(一五号三二六頁)

参照。民法編纂局用箋(二〇行野紙)使用、手書きの文書。作成時期等不明。一四五条から一五六条まで、一五七条から一六五条まで、一六六条から一七九条まで、一八〇条から一九五条までは、もともと別々に綴られていたようである。

なお、フランス語読みルビは、誤読・誤記と思われる箇所についてもそのまま転記した。ルビと強調点の両方がつけられている箇所は、ルビをカッコ内に示した。

一八 国ノ民法上損害賠償義務ニ関スル意見(略)

「国家賠償責任(財産編草案三七三条)に関するモツセの意見書。提出時期は不明。手書きの文書を複写したもの。法務大臣官房司法法制調査部監修『民法編纂ニ関スル雑書

〔日本近代立法資料叢書12〕(昭和六三年 商事法務研究会) 一七五頁以下、同『法律取調委員会 民法草案財産編第三七三条ニ関スル意見(日本近代立法資料叢書16)』(平成元年 商事法務研究会) 二五頁以下に収録されている。]

一九 国家ノ責任ニ関スル意見(略)

〔国家賠償責任(財産編草案三七三条)に関するバテルノストロー(日付不明)、ロエスレル(一八八九年七月二六日付)、ルードルフ(九月六日付〔年不明〕)、ガルクード(一八八九年九月七日付)、西(明治二年九月一〇日付)、松岡(日付不明)、井上(日付不明)、磯部(明治二年九月一〇日付)の意見書。手書きの文書を複写したもの。法務大臣官房司法法制調査部監修『法律取調委員会 民法草案財産編第三七三条ニ関スル意見(日本近代立法資料叢書16)』(平成元年 商事法務研究会) 一頁以下に収録されている。]

二〇 国家ノ責任ニ関スル意見(II)(略)

〔国家賠償責任(財産編草案三七三条)に関する意見書。手書きの文書を複写したもの。落丁があり、提出者不明であるが、法務大臣官房司法法制調査部監修『法律取調委員会 民法草案財産編第三七三条ニ関スル意見(日本近代立

法資料叢書16)』(平成元年 商事法務研究会) 二九頁以下は、今村報告委員の意見として全文を収録している。]

前号の訂正

前号(一七号)に以下の誤記があつた。お詫びして訂正したい。

二四一頁下段一五行目 「負債」↓「負債」

二五三頁下段四行目 「工場」↓「工業」

二八二頁下段三行目 「題」↓「類」

二八四頁下段五行目 「設立者の」↓「設立者ノ」